

【事案Ⅵ-7】火災共済金請求

・平成 31 年 1 月 21 日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人は落雷により、全館空調システムを制御するシステム基板が損傷したが、当該部品が供給終了となっていることから、空調システムを全交換し、その修理費用のうち落雷認定される部分についての金額を支払うように請求したところ、支払否と判断されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は平成 29 年 8 月発生 of 落雷による全館空調システムのシステム基盤の損傷について、火災共済契約の共済金として、見積金額 311 万円のうち落雷認定されるものについての金額を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 平成 29 年 8 月発生 of 落雷により、申立人住宅の全館空調システムのシステム基盤が損傷した。業者に修理見積を依頼したところ、システム基盤部品の供給が終了しており、空調システム全体の交換が必要になるため、311 万円と提示された。
- (2) 全館空調システム故障の原因について「経年劣化の可能性が高い」ため、共済金の支払対象外と判断されたが、被申立人が委託した調査会社の報告書によると、「基板解析を行ったところ、絶対最大定格を超える電流が流れたことによる燃焼痕が確認できた」との記載があったにもかかわらず、被申立人は、「経年劣化」を故障原因と断定して、「燃焼痕」には一切触れていない。

<共済団体の主張>

被申立人は現在訴訟手続きを提起しており、訴訟係属していることを確認できる書面を証拠資料として提出する。よって、裁定手続き規則第 16 条（裁定審議を行わない場合）第三号に該当するため、裁定審議を行わないとの判断を求める。

<裁定の概要>

訴訟係属を確認したうえで、共済相談所規定第 10 条第 2 項第三号（裁定手続規則第 16 条第三号）に基づき、裁定申立てを不受理とし、裁定の審議を行わない方針を確認した。その後、被申立人より訴訟係属証明の提出を受け、裁定申立てを不受理とした。